

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「設置に関しては、」の次に「法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員数
町長	大磯町総合計画 審議会	総合計画の策定に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14 人以内
	大磯町行政改革 推進委員会	行政運営の合理化を推進するための諸施策について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	7 人以内
	大磯町行政評価 委員会	効果的かつ効率的な行政運営の推進を図るため行政評価に関する事項について、意見及び助言を行うこと。	7 人以内
	大磯町表彰審査 委員会	大磯町表彰条例（昭和 40 年大磯町条例第 11 号）に基づく表彰に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	7 人以内
	大磯町特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	6 人以内
	大磯町指定管理者候補者選定等委員会	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の候補者の選定、指定管理者の指定の取消し及び管理の業務停止に関し審議を行うこと。	20 人以内

大磯町補助金等 評価委員会	大磯町補助金等交付規則（昭和 33 年大磯町 規則第 7 号）に基づく大磯町公募型補助金の 適正な執行を図ること。	5 人以内
大磯町町有財産 管理検討委員会	町有財産の維持又は管理等に関する事項に ついて、町長の諮問に応じて調査審議し、そ の結果を報告し、又は意見を建議すること。	5 人以内
大磯町自転車等 駐車対策協議会	自転車等の駐車対策及び放置対策に関する 事項について調査審議すること。	14 人以内
大磯町社会福祉 委員会	社会福祉の増進に関する計画の策定に関す る事項について、町長の諮問に応じて調査審 議し、その結果を報告し、又は意見を建議す ること。	10 人以内
大磯町世代交流 センターさざん か荘運営委員会	世代交流センターさざんか荘の運営に関す る事項について、町長の諮問に応じて調査審 議し、その結果を報告し、又は意見を建議す ること。	8 人以内
大磯町青少年問 題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）に基づき、青少年の指導、育成、保 護及び矯正に関する総合的施策の樹立につ いて、必要な事項を調査審議するとともに、 その実施に関し必要な関係行政機関相互の 連絡調整を図ること。	10 人以内
大磯町スポーツ 推進審議会	スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づくスポーツの推進に関す る事項について、町長の諮問に応じて調査審 議し、その結果を報告し、又は意見を建議す ること。	5 人以内
大磯町予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基 づく予防接種による健康被害について、町長 の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告 すること。	10 人以内
大磯町下水道運 営審議会	下水道事業の運営に関する事項について、町 長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報 告し、又は意見を建議すること。	10 人以内
大磯町営住宅入 居者選考委員会	大磯町営住宅の入居者の選考に関する事項 について、町長の諮問に応じて調査審議し、	6 人以内

		その結果を報告し、又は意見を建議すること。	
	大磯町住居表示審議会	住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)に基づく住居表示の実施に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14 人以内
	大磯町地域公共交通会議	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議すること。	30 人以内
	大磯町消防審議会	消防行政の運営に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	6 人以内
教育委員会	大磯町社会教育委員	社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	11 人以内
	大磯町図書館協議会	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づく図書館に関する事項について、館長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	6 人以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年大磯町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興審議会委員の項を次のように改める。

スポーツ推進審議会委員	月額 6,500 円	同上
-------------	------------	----

別表行政改革推進委員会委員の項の次に次のように加える。

行政評価委員会委員	月額 6,500 円	同上
指定管理者候補者選定等委員会委員	月額 6,500 円	同上
補助金等評価委員会委員	月額 6,500 円	同上

自転車等駐車対策協議会委員	日額 6,500 円	同上
世代交流センターさざんか荘運営委員会委員	日額 6,500 円	同上
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 6,500 円	同上
地域公共交通会議委員	日額 6,500 円	同上

別表体育指導委員の項を次のように改める。

スポーツ推進委員	年額 27,000 円	同上
----------	-------------	----

(大磯町特別職報酬等審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大磯町特別職報酬等審議会条例（昭和 40 年大磯町条例第 10 号）
- (2) 大磯町町有財産管理検討委員会設置条例（平成 14 年大磯町条例第 10 号）
- (3) 大磯町スポーツ振興審議会設置条例（昭和 57 年大磯町条例第 11 号）
- (4) 大磯町下水道運営審議会条例（平成元年大磯町条例第 19 号）
- (5) 大磯町住居表示審議会条例（昭和 52 年大磯町条例第 19 号）
- (6) 大磯町青少年問題協議会設置条例（昭和 34 年大磯町条例第 16 号）

平成 23 年 11 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄